

## 『さぬき讃シリーズ』サポート店』登録制度募集要項

### 第1 目的

「さぬき讃ベジタブル」推奨制度及び「さぬき讃フルーツ」推奨制度において県が認定した生産者（以下「認定生産者」という。）が栽培した県産ブランド青果物「さぬき讃ベジタブル」及び「さぬき讃フルーツ」（以下「さぬき讃シリーズ」という。）について、積極的に販売や情報発信を行う小売店を「さぬき讃シリーズ」サポート店（以下「サポート店」という。）として登録し、県産ブランド青果物の認知度向上及び消費拡大を図る。

### 第2 募集の対象

県内において営業している量販店及び百貨店などを対象とする。

### 第3 登録の要件

次の要件を満たす店舗又は満たすことが確実と見込める店舗を、サポート店として登録する。

(1) 常設販売の実施（次のいずれかを満たすこと）

ア 「さぬき讃シリーズ」であることを強調して、概ね年間を通して販売している。

イ 「さぬき讃シリーズ」の専用販売スペースを、概ね年間を通して設置している。

(2) 情報発信の実施

各種媒体で、「さぬき讃シリーズ」の情報発信を実施している。

(3) その他

消費者から問い合わせがあった場合、情報提供や取り寄せ等の対応ができる。

### 第4 登録店舗としての協力

サポート店は、第1に定める目的に基づき、次に掲げる事項の実施に努める。

(1) 店舗における登録証の掲示や、ミニのぼりなどの広報ツールを活用した「さぬき讃シリーズ」の積極的なPR

(2) 「さぬき讃シリーズ」に関連したPRイベントの開催や、県等が開催するイベントへの参加、協力

### 第5 サポート店への支援

県及びかがわ農産物流通消費推進協議会は、サポート店に対し以下の支援を行う。

(1) 登録証や広報ツールの無償提供

(2) PRイベントの開催

(3) 認定生産者とのマッチング活動

(4) 「さぬき讃シリーズ」に関する情報の提供

### 第6 申請の方法

登録を希望する店舗は、「さぬき讃シリーズ」サポート店登録申請書（様式1）に必要事項を記入のうえ、知事に提出する。

### 第7 サポート店の登録

(1) 知事は、受理した申請書の内容を確認し、登録の要件を満たす店舗をサポート店として登録

する。

(2) 知事は、登録の可否を申請のあった店舗に通知する。

(3) 知事は、サポート店に対し、登録証を交付する。

## 第8 表示

サポート店は、「さぬき讚フルーツ」及び「さぬき讚ベジタブル」以外の県産青果物等に、「さぬき讚フルーツ」及び「さぬき讚ベジタブル」並びに「さぬき讚シリーズ」の表示又は紛らわしい表示をしてはならない。

## 第9 実績報告

サポート店は、毎年、「さぬき讚シリーズ」の取扱い状況などについて、「さぬき讚シリーズ」サポート店実績報告書（様式2）により、4月末までに知事に報告しなければならない。

## 第10 申請内容の変更

サポート店は、次の申請内容に変更が生じた場合、「さぬき讚シリーズ」サポート店登録内容変更届出書（様式3）により、知事に届け出るものとする。

(1) 店舗の名称

(2) 店舗の所在地又は電話番号などの連絡先

## 第11 登録期間等

(1) 登録期間は、サポート店に登録された日が属する年度を含め、2か年度とする。ただし、次の(2)及び(3)に定める以外は、自動更新とする。

(2) サポート店は、登録期間中において、第3の登録の要件に合致しなくなった場合や店舗の営業を中止した場合又は登録の辞退を希望する場合は、「さぬき讚シリーズ」サポート店登録辞退届出書（様式4）により、知事に登録の辞退を届け出るものとする。

(3) 知事は、協力店に法令違反があった場合や本要項の記載事項が遵守できない場合、又は登録の要件に合致していないと認められる場合は、サポート店の登録を取り消すことができる。

(4) サポート店は、登録を辞退した場合又は登録の取り消しがあった場合は、速やかに知事に登録証を返還する。

## 第12 その他

この要項に定めるもののほか、「さぬき讚シリーズ」サポート店登録制度に関し、必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要項は、令和5年3月28日から施行する。